

宍粟市手話施策推進会議委員の市民公募要領

宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例及び宍粟市手話施策推進方針に基づき、手話の普及啓発、手話の使いやすい環境づくりを進めることで、ろう者と健聴者がお互いの個性と人格を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会を実現していくために、宍粟市手話施策推進会議を設置します。

この会議では、手話施策推進方針の策定及び見直し、実施状況の検証について広く市民の皆様意見を反映させるために、次のとおり公募委員を募集します。

1 募集人数

2人

2 応募資格

市内に在住、在勤、在学、活動又は事業をしている方（令和6年4月1日現在、満18歳以上）の人で会議（平日の昼間に開催予定）に出席が可能な人。ただし、市議会議員、常勤の公務員及び他の公募委員等を除く。

3 応募方法

応募申込書を持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。
（各保健福祉課へ提出可）

4 申込期限

令和6年5月10日（金） 午後5時必着

5 選考方法

提出された書類に基づき、選考を行います。

6 報酬

日額 8,200円（※交通費含む）

7 任期

2年

8 会議の開催予定

年2回程度

※会議は原則公開を予定。また、委員の氏名等を公表することがあります。

9 注意事項

- ① 提出した書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。
- ② 委員は、市行政に対する特別な地位が与えられるものではなく、その地位を政治、営利又は宗教上の目的に利用することを禁じます。また、協議において知り得た秘密は漏らしてはなりません。

10 問合せ及び提出先

〒671-2573 宍粟市山崎町今宿 5 番地 15

宍粟市健康福祉部障がい福祉課障がい福祉係（北庁舎）

電話 0790-63-3101（ダイヤルイン） ファクシミリ 0790-63-3062

電子メール shogaifukushi-kk@city.shiso.lg.jp